

岩倉市農地バンク実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、農地の貸借に関する情報を収集し、広く提供することにより、新規就農者又は規模拡大を目指す担い手への農地利用の促進を図るとともに、農地の有効活用並びに遊休農地の発生防止及び解消を図り、本市農業の持続的発展及び農地の多面的機能を維持保全するため、岩倉市農地バンク（以下「農地バンク」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 農地 市街化区域を除く市内の農地で、農地台帳にて確認できるものをいう。
- (2) 個人情報 住所、氏名、連絡先等の情報で個人が特定されるものをいう。
- (3) 農地バンク 農地の貸付を希望する所有者から登録の申請があった農地に関する情報を公開し、農作物の作付けを目的として農地の借受けを希望する者に対し、情報を紹介する制度をいう。

(適用上の注意)

第3条 この要綱は、農地バンク以外による農地の取引を妨げるものではない。

(農地の登録申請等)

第4条 農地バンクに農地に関する情報を登録しようとする農地の所有者は、岩倉市農地バンク登録申請書（様式第1。以下「申請書」という。）を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容等を確認のうえ、適当であると認めた農地を農地バンクに登録するものとする。
- 3 市長は、前項の規定による登録をしたときは、その旨を岩倉市農地バンク登録通知書（様式第2）により農地の所有者に通知するものとする。
- 4 市長は、前項の規定による登録の通知を受けた農地の所有者（以下「登録者」という。）に対し、毎年度8月末までに岩倉市農地バンク登録確認書（様式第3）により、農地バンクに登録された情報（以下「農地バン

ク情報」という。)の確認を行うものとする。

(農地に係る登録事項の変更の届出)

第5条 登録者は、農地バンク情報に変更があったときは、岩倉市農地バンク登録変更届(様式第4)により市長に届け出なければならない。

(登録農地の取消し)

第6条 登録者は、農地バンクに登録されている農地(以下「登録農地」という。)の情報を取り消したいときは、岩倉市農地バンク登録抹消届(様式第5)を市長に提出しなければならない。

(登録農地の抹消)

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、登録農地の情報を抹消し、岩倉市農地バンク登録抹消通知書(様式第6)により、登録者に通知するものとする。

- (1) 登録者から前条の届出があったとき。
- (2) 当該農地に係る所有権その他権利の異動があったとき。
- (3) 申請内容を偽って登録していたことが判明したとき。
- (4) 第4条第2項の規定により農地バンクに登録された日から5回目の12月31日を迎えたとき。ただし、5回目の12月31日を迎える前に、申請書(第5条の規定により変更した場合は、変更届)に記載された返却希望時期の12月31日を迎える場合は、当該12月31日を迎えたとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、登録を抹消する必要があると市長が認めるとき。

(情報の提供)

第8条 市長は、農地バンク情報(登録者の個人情報を除く。)を市のホームページ及び建設部商工農政課で公開するものとする。

(借受希望者の資格)

第9条 登録農地の借受けを希望する者(以下「借受希望者」という。)は、耕作する全ての農地を適正に管理することができ、かつ、地域と協調した農業経営及び地域活動ができる者であって、次の各号のいずれかの要件を満たすものでなければならない。

- (1) 農地法(昭和27年法律第229号)第3条の規定により許可することができる者のうち規模拡大を目指すもの
- (2) 農地法第2条第3項に規定する農地所有適格法人

- (3) 農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第13条第1項に規定する認定農業者
 - (4) 農業経営基盤強化促進法第14条の5第1項に規定する認定就農者
 - (5) 学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する高等学校、大学、専修学校等において、農業に関する正規の課程を修めて卒業した者又は卒業する見込みがある者
 - (6) 愛知県が愛知県農業大学校において実施する就農する者を育成する研修を修了した者又は修了する見込みがある者
 - (7) 岩倉農業体験塾（以下「塾」という。）に2年以上在籍し、塾のリーダーが栽培技術を習得していると認める者
 - (8) 市の開設する市民農園を2年以上利用し、その後塾に1年以上在籍した上で、塾のリーダーが栽培技術を習得していると認める者
 - (9) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当と認めた者
- 2 前項第7号及び第8号に該当する借受希望者は、登録農地の現況地目が畑であるものしか借受けを希望することができない。

（利用申請等）

第10条 借受希望者は、岩倉市農地バンク借受申請書（様式第7）を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の申請があった場合は、借受希望者の個人情報及び希望作目等を、岩倉市農地バンク借受希望者情報についての通知書（様式第8）により、登録者に通知するものとする。
- 3 登録者は、前項の通知を受けた日から2週間以内に、借受希望者と貸借に関する協議を行うものとする。
- 4 登録者は、前項の規定にかかわらず、借受希望者との協議を行わないこととしたときは、速やかにその旨を市長に連絡しなければならない。

（当事者間による契約）

第11条 登録農地の貸借の条件に関する協議及び契約の締結は、登録者及び借受希望者間（以下「当事者間」という。）で行うものとする。

- 2 農地の貸借の条件に関する協議及び契約に関する一切の疑義、紛争等については、当事者間で解決するものとし、市長は、これらに一切関与しないものとする。
- 3 借受希望者は、当該農地に関する協議終了後、速やかに協議成否報告書（様式第9）を市長に提出しなければならない。

(契約その他の手続)

第12条 農地バンクを利用して貸借が成立した場合は、登録者及び借受希望者は、速やかに農地法の許可申請その他の必要な法的手続を行わなければならない。

(農地の維持管理)

第13条 登録農地に関する貸借の契約が成立するまでの間、当該農地の維持管理は、登録者が行うものとする。

(農地転用の制限)

第14条 農地バンクを利用して農地を借り受けた者は、当該農地を農地以外に転用してはならない。

(個人情報取扱い)

第15条 登録者及び借受希望者は、農地バンクにおける個人情報の取扱いについては、次に掲げる事項を遵守しなくてはならない。

- (1) 個人情報を他に漏らし、又は自己の利益若しくは不当な目的のために取得し、若しくは利用しないこと。
- (2) 個人情報を毀損又は逸失することがないように適切に管理すること。
- (3) 保有する必要がなくなった個人情報は、適切に破棄すること。

(農業委員会による協力)

第16条 農業委員会は、農地利用の最適化を推進するため、農地バンクの実施に協力するものとする。

(雑則)

第17条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和元年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。